

2 自殺予防対策に係る効果的施策の推進

| 調査の結果 | 説明図表番号 |
|---|--------|
| <p>【制度の概要等】</p> <p>(国における推進体制)</p> <p>自殺予防対策に係る国における推進体制について、大綱において、大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣府に設置された自殺総合対策会議を中心として、内閣官房長官（自殺対策を担当する内閣府特命担当大臣が置かれている場合には当該内閣府特命担当大臣。）のリーダーシップの下に関係行政機関相互の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ることとされている。</p> <p>また、大綱において、自殺総合対策会議の事務局が置かれている内閣府は、関係府省が行う対策を支援、促進するとともに、関係者による協議の場を通じ、地方公共団体や自殺防止等に関する活動を行っている民間団体とも連携しつつ総合的な自殺対策を実施していくこととされている。</p> | 表 2-① |
| <p>(施策の効果の評価等の実施)</p> <p>自殺予防対策に係る施策の評価等については、大綱において、自殺総合対策会議により、大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等の評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めることとされている。</p> | 表 2-② |
| <p>また、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成 22 年 2 月 5 日自殺総合対策会議決定）において、内閣府は、民間団体等との連携を図りつつ、政府一体となって、関係する他分野施策と連動して自殺対策をより一層総合的に推進するため、情報収集、科学的分析・検証、発信等の機能を強化することとされている。</p> <p>一方、地方公共団体の中には、次のとおり、大綱策定以前から自殺予防対策に係る施策の効果の評価等に取り組んでいる例もある。</p> | 表 2-③ |
| <p>秋田県では、平成 13 年度から、モデル事業として県内の一部の地域の高齢者を対象にうつ病のスクリーニングを行い、うつ病の可能性のある高齢者への個別訪問、健康教育等を実施した結果、これらの地域における高齢者の自殺者数が減少するという効果が認められたことから、17 年度以降、当該県内の全市町村において同事業を実施している。同県の自殺者数は、平成 13 年の 438 人から 22 年の 358 人（13 年比 81.7%）と減少しており、特に、60 歳代の高齢者については、13 年の 88 人から 22 年の 54 人（同 61.4%）と減少している。</p> | 表 2-④ |
| <p>なお、この取組などを受けて、うつ病のスクリーニングの実施については、大綱における重点施策の一つとして位置付けられている。</p> | 表 2-⑤ |
| <p>【調査結果】</p> <p>今回、関係府省並びに 18 都道府県、6 政令指定都市及び 16 市区町村（計 40 地方公共団体）における自殺予防対策に係る施策の効果の評価等の実施状況等</p> | |

を調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 各府省における自殺予防対策に係る効果の評価等の実施状況

(7) 内閣府における評価等の実施状況

大綱においては、自殺総合対策会議により、大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めるとされている。しかし、国における自殺対策の推進を所掌している内閣府では、自殺総合対策会議の下に設置された自殺対策推進会議において、大綱に基づく各施策の実施状況の把握、構成員である民間有識者等からの意見聴取等を行っているにすぎず、大綱に基づく各施策の効果の評価等や各府省の施策についての評価結果に基づく大綱の施策全体についての総合的な評価等が不十分となっている。

(4) 各府省における評価等の実施状況

「平成 23 年版自殺対策白書」（平成 23 年 6 月 10 日閣議決定）等によると、平成 22 年度における自殺予防対策に係る施策数は、自殺予防対策に係る施策の予算額として計上されている 7 府省 55 施策及び同予算額として計上されていない 11 府省 82 施策の合計 11 府省 137 施策（平成 22 年度予算額：約 140 億 5,800 万円）となっている。このうち、それぞれの施策について、自殺予防対策としての効果の評価等を行っているとしているものは 1 施策のみとなっている。

また、施策の目的等において自殺予防が明記されていないものが 10 府省の 68 施策（49.6%）みられ、これらの平成 22 年度予算額は約 112 億 2,500 万円（79.9%）となっている。

なお、調査した地方公共団体から、自殺予防対策に係る効果の評価等に関する意見等を聴取したところ、①国による効果測定の実施を求めるもの（4 件）、②効果のある施策の教示を求めるもの（4 件）、③効果測定の指標等を求めるもの（23 件）など、国による自殺予防対策に係る効果の評価等の実施を求める意見等がみられた。

イ 内閣府における各種データや地方公共団体の取組事例の活用状況

(7) 各種データの活用状況

内閣府では、警察庁及び厚生労働省から年齢別、職業別、原因・動機別などの自殺者に関する詳細なデータの提供等を受けており、各種データの集計、公表等を行っている。しかし、これら各種データの分析結果に基づく、年齢や職種など属性ごとの対策や自殺死亡率が高い者に対する個別の対策の検討等は不十分となっている。

例えば、厚生労働省が平成 23 年に取りまとめた「生活保護受給者の自殺者調べ」の結果によれば、平成 22 年の生活保護受給者の自殺者数は 1,047 人、同年における自殺死亡率（被保護人員 10 万人当たりの自殺者数）は 55.7

表 2-⑥

表 2-⑦

表 2-⑧-i、ii

表 2-⑨-i ~ iii

表 2-⑩

となっており、22年における全国の自殺死亡率の24.9（警察庁の資料による。）の2倍以上となっているが、大綱においては、生活保護受給者を対象とした自殺予防対策については明記されていない。

なお、今回、自殺予防対策に特化した指針、取組方針等（以下「取組方針等」という。）を策定している12都道府県、5政令指定都市及び1市（計18地方公共団体）のうち、これらの取組方針等において、生活保護受給者を対象とした自殺予防対策に関する内容が盛り込まれているものは、5地方公共団体（3都道府県及び2政令指定都市）（27.8%）となっている。

表2-⑪

(4) 地方公共団体の取組事例の活用状況

今回調査した地方公共団体の中には、自殺予防対策をより効果的に推進する観点から、次のとおり、施策の効果の評価等を実施し、自殺の危険性が高い者に対策を講ずるなど、先進的な取組を行っている例がみられた。しかし、内閣府では、地方公共団体の取組事例について、都道府県及び政令指定都市を中心に取組事例を把握し、「地域自殺対策緊急強化基金事例集」などとして取りまとめているものの、市区町村への情報提供は不十分となっており、市区町村における効果的な取組事例の把握及び市区町村への情報提供を一層推進する必要があると考えられる。

表2-⑫

i) 東京都足立区では、平成20年度から実施している自殺対策に係る相談支援事業について、毎年度、総合評価及び施策ごとの評価を行い、その評価結果に基づき、翌年度に取り組むべき施策の方向性を決定し、各施策を実施している。

表2-⑬

これらの施策の見直しの結果、自殺の危険性が高い者の相談が多いハローワーク会場での相談会を重点的に実施するなどの取組を行っている。

同区の自殺者数は、平成21年の180人から23年には145人（21年比80.6%）と減少している。

ii) 宇都宮市では、平成19年に心の健康に関する意識調査を実施し、当該調査結果に基づき、20年度以降、心の健康に課題を抱える中高年男性を対象としたうつスクリーニング事業（メンタルヘルスチェックシートの配布、電話相談窓口の開設及び面接カウンセリングの実施）を実施している。平成22年度は、対象者の家族も電話相談の対象とし、相談件数は、21年度の12件から22年度の82件と増加している。

同市の自殺者数は、平成19年の118人から22年には105人（19年比89.0%）と減少している。

iii) 札幌市では、平成20年に自殺に関する市民アンケートを実施するとともに、警察から自殺統計に関するデータの提供を受け、自殺の要因の分析を実施している。

分析結果に基づき、経済問題を抱える中年男性、精神疾患などの健康問題を抱える女性等を対象とした取組を重点的に実施している。

| | |
|---|----------------|
| <p>同市の自殺者数は、平成 21 年の 484 人から 23 年には 449 人（19 年比 92.8%）と減少している。</p> | |
| <p>また、今回調査した 9 市町のうち、内閣府からの自殺予防対策に係る取組事例等の情報が、内閣府のホームページに掲載されていることを承知していないものが 6 市町（66.7%）みられた。</p> | 表 2-⑭ |
| <p>なお、今回調査した地方公共団体から、内閣府からの自殺予防対策の取組状況等に関する情報提供についての意見等を聴取したところ、内閣府から提供される情報が業務の参考となっているとする意見等（8 件）がある一方、情報提供の方法や内容等を工夫してほしいとするもの（12 件）や、市町村を中心に、それらの情報提供そのものを求める意見等（10 件）がみられた。</p> | 表 2-⑮- i ~ iii |
| <p>【所見】</p> <p>したがって、内閣府は、自殺予防対策に係る効果的な施策を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 自殺予防対策に係る施策の効果の評価等の方法について、地方公共団体の先進的な取組事例を参考にするなどして検討し、検討結果に基づき、各府省の施策について自殺予防対策に係る効果の評価やこれに基づく施策の見直しを推進するための方策を講ずること。</p> <p>また、各府省の施策についての評価結果に基づいて、大綱の施策全体についての総合的な評価を行うこと。</p> <p>② 地方公共団体における先進的な取組事例について、市区町村も含めて幅広く把握し、各府省及び地方公共団体に対し情報提供を行うこと。</p> <p>また、関係府省と連携を図り、各種データや地方公共団体の先進的な取組事例を活用して、自殺の危険性が高い者についてはその特性に応じた対策を立てること。</p> <p>③ 上記①、②の指摘については、大綱に盛り込んで推進すること。</p> | |

表2-① 「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定、平成20年10月31日一部改正)

<抜粋>

| |
|---|
| <p>第6 推進体制等</p> <p>1. 国における推進体制</p> <p><u>大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策会議を中心として、内閣官房長官(自殺対策を担当する内閣府特命担当大臣が置かれている場合には当該内閣府特命担当大臣とする。以下同じ)のリーダーシップの下に関係行政機関相互の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。</u></p> <p><u>また、同会議の事務局が置かれている内閣府において、関係府省が行う対策を支援、促進するとともに、関係者による協議の場を通じ、地方公共団体や自殺防止等に関する活動を行っている民間団体とも連携しつつ総合的な自殺対策を実施していく。特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。</u></p> <p>さらに、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者に関する施策など関連する分野との連携にも留意しつつ、施策を推進する。</p> |
|---|

(注) 下線は当省が付した。

表2-② 「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定、平成20年10月31日一部改正)

<抜粋>

| |
|--|
| <p>第6 推進体制等</p> <p>3. 施策の評価及び管理</p> <p><u>自殺総合対策会議により、本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。</u></p> <p>このため、内閣官房長官の下に、本大綱に基づく施策の実施状況の評価及びこれを踏まえた施策の見直し、改善等についての検討に民間有識者等の意見を反映させる仕組みを作り、総合的な自殺対策の推進につなげる。</p> |
|--|

(注) 下線は当省が付した。

表 2-③ 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成 22 年 2 月 5 日自殺総合対策会議決定) <抜粋>

平成 21 年における我が国の自殺者数は、前年を 504 人上回る 3 万 2,753 人(平成 21 年 12 月末時点暫定値)であり、平成 10 年以降、12 年連続して年間の自殺者数が 3 万人を超える高い水準で推移する大変憂慮すべき状況にあります。

このような状況の中、昨年 11 月、自殺対策を担当する内閣府政務三役と内閣府本府参与により構成する「自殺対策緊急戦略チーム」において「自殺対策 100 日プラン」が取りまとめられ、その中で、政府として取り組むべき「中期的な視点に立った施策」に関する提言がなされたところです。

現下の自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を以下のとおり定めます。

8. 推進体制を強化する

- 内閣府における総合対策センター機能の強化
 - ・ 民間団体等との連携を図りつつ、政府一体となって、関係する他分野施策と連動して自殺対策をより一層総合的に推進するため、内閣府自殺対策推進室の体制を拡充して、情報収集、科学的分析・検証、発信等の機能を強化します。【内閣府】

(注) 下線は当省が付した。

表 2-④ 大綱策定以前からの地方公共団体における取組例

| 取組の概要 | | | | | | | | | | |
|---|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| <p>秋田県では、平成 13 年度から、大学医学部と連携し、「予防モデル市町村地域診断事業」を実施している。このモデル事業は、平成 13 年度から 15 年度において、県内の 6 町をそれぞれモデル地域として指定し、これらの町内の高齢者を対象としたうつ病スクリーニングを行うとともに、スクリーニング結果に基づき、うつ病の可能性のある高齢者への個別訪問、健康教育等を実施した。</p> <p>その結果、これらの町内における高齢者の自殺者数が減少するという結果が得られたことから、県では、平成 17 年度以降、モデル事業を自殺予防対策の中で「地域診断事業」として県内全市町村において実施することとし、同事業を行う市町村に対する補助を継続して実施している。</p> <p>同県では、モデル事業については、もともと高齢者のうつ病対策として開始した事業であるが、事業の実施によって高齢者の自殺者数が減少したことから、高齢者率の高い同県においては少なからず自殺予防対策としての効果があると考えており、継続して実施している事業の効果（高齢者の自殺者数の推移）についても、随時把握することとしている。</p> <p>また、同県における自殺者数の推移をみると、下表のとおり、県全体では、平成 13 年の 438 人から 22 年の 358 人（13 年比 81.7%）と減少しており、特に、60 歳代の高齢者については、13 年の 88 人から 22 年の 54 人（同 61.4%）と減少している。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>表 秋田県における年齢別自殺者数の推移（平成 13 年～22 年）</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> | | | | | | | | | | |
| 年 年代 | 平成 13 年 | 14 年 | 15 年 | 16 年 | 17 年 | 18 年 | 19 年 | 20 年 | 21 年 | 22 年 |
| 0～9 歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10～19 歳 | 8 | 5 | 10 | 7 | 7 | 7 | 6 | 7 | 6 | 2 |
| 20～29 歳 | 15 | 32 | 16 | 32 | 31 | 38 | 35 | 26 | 25 | 23 |
| 30～39 歳 | 30 | 39 | 53 | 41 | 45 | 49 | 41 | 22 | 48 | 34 |
| 40～49 歳 | 63 | 84 | 95 | 83 | 69 | 73 | 68 | 57 | 51 | 45 |
| 50～59 歳 | 113 | 119 | 125 | 95 | 108 | 126 | 97 | 98 | 96 | 71 |
| 60～69 歳 | 88 | 94 | 91 | 77 | 73 | 67 | 65 | 67 | 69 | 54 |
| 70～79 歳 | 77 | 72 | 72 | 71 | 60 | 70 | 59 | 69 | 67 | 82 |
| 80 歳以上 | 44 | 49 | 57 | 46 | 54 | 52 | 49 | 64 | 54 | 47 |
| 合計 | 438 | 494 | 519 | 452 | 447 | 482 | 420 | 410 | 416 | 358 |
| <p>（注）自殺者数は、厚生労働省「人口動態統計」に基づくもの。</p> | | | | | | | | | | |

（注）当省の調査結果による。

表2-⑤ 「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定、平成20年10月31日一部改正)

<抜粋>

第4 自殺を予防するための当面の重点施策

5. 適切な精神科医療を受けられるようにする

うつ病等の自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制を充実する。

(5) うつ病スクリーニングの実施

保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域で、うつ病の懸念がある人の把握を進める。

特に、高齢者については、介護予防事業の一環としての基本チェックリストの結果をうつ病の1次スクリーニングとして活用するなどうつ病の懸念がある人を早期に発見し、適切な相談等につなげるための体制を整備する。

(注) 下線は当省が付した。

表2-⑥ 自殺予防対策に関する施策数及び予算額(平成22年度)

(単位:施策、千円、%)

| 府省名 | 施策数及び予算額 | | 自殺予防対策に関する 施策の予算額として 計上されているもの | | 自殺予防対策に関する 施策の予算額として 計上されていないもの | |
|-------|----------|------------|--------------------------------------|--------|---------------------------------------|---------|
| | | | 数 | 額(千円) | 数 | 額(千円) |
| 内閣府 | 22 | 164,777 | 14 | (63.6) | 8 | (36.4) |
| 警察庁 | 7 | 0(注4) | 0 | (0.0) | 7 | (100.0) |
| 金融庁 | 6 | 278,079 | 4 | (66.7) | 2 | (33.3) |
| 消費者庁 | 2 | 0(注4) | 0 | (0.0) | 2 | (100.0) |
| 総務省 | 5 | 55,244 | 4 | (80.0) | 1 | (20.0) |
| 法務省 | 4 | 121,416 | 3 | (75.0) | 1 | (25.0) |
| 文部科学省 | 15 | 168,843 | 5 | (33.3) | 10 | (66.7) |
| 厚生労働省 | 60 | 6,418,278 | 21 | (35.0) | 39 | (65.0) |
| 農林水産省 | 3 | 0(注4) | 0 | (0.0) | 3 | (100.0) |
| 経済産業省 | 10 | 6,850,996 | 4 | (40.0) | 6 | (60.0) |
| 国土交通省 | 3 | 0(注4) | 0 | (0.0) | 3 | (100.0) |
| 合計 | 137 | 14,057,633 | 55 | | 82 | |
| (割合) | (100.0) | (100.0) | (40.1) | | (59.9) | |

(注)1 当省の調査結果による。

- 「施策数及び予算額」欄は、「平成23年版自殺対策白書」において公表されている「自殺総合対策大綱における施策の実施状況」及び「平成23年度自殺対策関係予算額(案)について」(平成23年1月内閣府自殺対策推進室)に掲記されている平成22年度の自殺予防対策に関する施策に係る施策数及び予算額(当省の調査結果)である。
- 「自殺予防対策に関する施策の予算額として計上されていないもの」欄の施策数及び予算額は、①各府省が実施する事業の予算額が0円である場合、②事業のうちの一部が自殺予防対策に関する施策であり、当該施策のみの予算額を把握することができない場合(当該施策の予算額が内数であるもの)の施策数及び予算額であり、これらの場合の額については、予算額の合計には計上していない。
なお、「平成23年度自殺対策関係予算額(案)について」(平成23年1月内閣府自殺対策推進室)では、各府省が実施する事業のうちの一部が自殺予防対策に関する施策であり、当該施策のみの予算額を把握することができない場合の額については、予算額の合計には計上していない。
- 「予算額」が「0円」と表記されているものは、当該施策の予算額が内数であるものを含む。

表2-⑦ 施策の効果の評価等を行っている例

(単位：千円)

| 「自殺総合対策大綱」の項目 | 府省名 | 施策の取組状況 | 施策の目的 | 効果の評価等の実施状況 | 予算額 |
|--|-----|---|---|---|-------|
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 (2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 | 金融庁 | 平成22年度「多重債務者相談強化キャンペーン2010」において、都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会、中小企業団体及び財務局が共同で、消費者及び事業者向けの無料相談会を実施。 | 平成22年6月18日に改正貸金業法が完全施行された一方で、同法の完全施行に伴い、新規借入や返済が困難となる者や、ヤミ金の利用者が増加すること等が懸念されていることから、22年度も引き続き、「多重債務問題改善プログラム」に基づき同キャンペーンを実施することとし、特に、事業者向けの相談を一層強化する。 また、必要に応じて、各都道府県、政令指定都市の自殺対策担当部署との連携体制のより一層の整備に努める。 | 都道府県の多重債務相談窓口において、①相談者に自殺関連相談機関（自殺対策窓口・自治体関連部署）の連絡先を紹介している数、②相談者を自殺関連相談機関（自殺対策窓口・自治体関連部署）に引き継いでいる数を調査し、問題点や今後についての意見をとりまとめた。その結果、都道府県の多重債務相談窓口と自殺関連相談機関等との相互の連絡先の紹介や引き継ぎは進んでいると評価しながらも、さらに、トータル的に住民を支援できるような幅広い「横の連携」体制づくりが必要との意見あり。 ・ 相談者に関係機関の連絡先を紹介している都道府県数 法律相談機関：36 自殺関連相談機関：26 福祉関係機関：30 ・ 相談窓口において、相談者を関係機関等に引き継いでいる都道府県数 法律相談機関：29 自殺関連相談機関：20 福祉関係機関：18 (注) 東日本大震災の影響により、未提出の3県以外の44都道府県分を集計したもの | 9,200 |

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「施策の取組状況」欄は、「平成23年版自殺対策白書」において公表されている「自殺総合対策大綱」における施策の実施状況に掲記されている平成22年度の自殺予防対策に関する施策の取組状況を表す。
 3 「施策の目的」欄は、施策に関する実施要綱等に記載された当該施策の実施目的等を表す。
 4 「効果の評価等の実施状況」欄は、各府省における施策に関する調査に基づく評価結果等を表す。
 5 「予算額」欄は、平成22年度における当該施策に係る当初予算額を表す。

表2-⑧-i 施策の目的等において自殺予防が明記されていないものに係る施策数及び予算額(平成22年度)

(単位:施策、千円、%)

| 府省名 | 施策数及び予算額 | | 施策の目的等において自殺予防が明記されていないものに係る施策数及び予算額 | | | |
|-------|----------|------------|--------------------------------------|---------|------------|---------|
| | 数 | 額 | 数 | 割合 | 額 | 割合 |
| 内閣府 | 22 | 164,777 | 1 | (4.5) | 19,819 | (12.0) |
| 警察庁 | 7 | 0(注5) | 0 | (0.0) | 0 | (0.0) |
| 金融庁 | 6 | 278,079 | 4 | (66.7) | 278,079 | (100.0) |
| 消費者庁 | 2 | 0(注5) | 2 | (100.0) | 0 | (0.0) |
| 総務省 | 5 | 55,244 | 3 | (60.0) | 55,244 | (100.0) |
| 法務省 | 4 | 121,416 | 3 | (75.0) | 121,416 | (100.0) |
| 文部科学省 | 15 | 168,843 | 12 | (80.0) | 166,471 | (98.6) |
| 厚生労働省 | 60 | 6,418,278 | 29 | (48.3) | 3,733,052 | (58.2) |
| 農林水産省 | 3 | 0(注5) | 3 | (100.0) | 0 | (0.0) |
| 経済産業省 | 10 | 6,850,996 | 8 | (80.0) | 6,850,996 | (100.0) |
| 国土交通省 | 3 | 0(注5) | 3 | (100.0) | 0 | (0.0) |
| 合計 | 137 | 14,057,633 | 68 | | 11,225,077 | |
| (割合) | (100.0) | (100.0) | (49.6) | | (79.9) | |

(注)1 当省の調査結果による。

- 「施策数及び予算額」欄は、「平成23年版自殺対策白書」において公表されている「自殺総合対策大綱における施策の実施状況」及び「平成23年度自殺対策関係予算額(案)について」(平成23年1月内閣府自殺対策推進室)に掲記されている平成22年度の自殺予防対策に関する施策に係る施策数及び予算額を表す。
- 「施策の目的等において自殺予防が明記されていない施策数及び予算額」欄は、①「平成23年版自殺対策白書」において公表されている施策の実施状況、②施策に係る実施要綱、行政事業レビューシート等に記載された当該施策の実施目的等に記載されている施策の実施状況や実施目的において、「自殺予防」等の文言が記載されていないなど、自殺予防対策としての目的又は取組状況が明記されていない施策数及び予算額を表す。
- 各府省が実施する事業のうちの一部が自殺予防対策に関する施策であり、当該施策のみの予算額を把握することができない場合(当該施策の予算額が内数であるもの)の額については、予算額の合計には計上していない。
なお、「平成23年度自殺対策関係予算額(案)について」(平成23年1月内閣府自殺対策推進室)では、各府省が実施する事業のうちの一部が自殺予防対策に関する施策であり、当該施策のみの予算額を把握することができない場合の額については、予算額の合計には計上していない。
- 「予算額」が「0円」と表記されているものは、当該施策の予算額が内数であるものを含む。

表2-⑧-ii 施策の目的等において自殺予防が明記されていない施策の概要(平成22年度)

(単位:千円)

| 担当府省 | 「自殺総合対策大綱」の項目 | 施策の取組状況 | 施策の目的 | 予算額 | 備考 |
|--------|---------------------------|--|---|-----------|--------|
| 内閣府 | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (7)インターネット上の自殺関連情報対策の推進 ○青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容を周知するため、広報資料の配付等を通じて、啓発活動を実施。 | 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備していくため、国及び地方公共団体に、家庭におけるフィルタリングの利用の普及施策や、青少年におけるインターネットの適切な利用に関する事項について教育啓発活動を行うよう、都道府県等に依頼。 | 2,024 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (7)インターネット上の自殺関連情報対策の推進 ○青少年のインターネット利用環境実態調査(平成22年9月)等の各種調査を実施。 | 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において、18歳未満の青少年がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者にフィルタリングの提供などが義務付けられるとともに、保護者に対しては、その保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務などが課せられることとなったため、平成21年度に引き続き、青少年及びその保護者を対象として、インターネットの利用状況、フィルタリングの認知及び普及の状況並びにフィルタリングの改善ニーズ等を調査し、青少年インターネット環境整備法の実施状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として実施。 | 17,795 | |
| 内閣府 計 | (施策数) | 1 | | 19,819 | |
| 金融庁 | 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 | (7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上 ○多重債務問題改善プログラムについて、各施策の進捗状況のフォローアップを実施(平成22年12月2日)。 | 「多重債務問題改善プログラム」の各施策については、「多重債務者対策本部において、少なくとも改正貸金業法完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。」とされている。 | 0 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (2)多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 ○「あなたは大丈夫?キャンペーンー貸金業法が大きく変わります!」において、多重債務相談窓口の認知度向上のための取組みを実施(平成22年5月~)。 | 多重債務問題の解決を図ることを目的として、平成18年に成立した改正貸金業法の完全施行の円滑な実施に向け、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた「借り手の目線に立った10の方策」の中には、「多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化」や「改正貸金業法等の広報活動の充実」という観点から、「多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」を実際すること」が盛り込まれていることを踏まえ、実施。 | 9,200 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (2)多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 相談窓口整備事業 財務局等における相談体制等を整備するため、相談員を配置する。 | 「多重債務問題改善プログラム」において、財務局など国の機関において、相談体制の強化、相談内容の充実を図り、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択枝(任意整理、特定調停、故人再生、自己破産等)を検討・助言し、必要に応じて他の専門機関(弁護士・司法書士・医療機関等)に照会・誘導するとともに、当該相談窓口の周知に努めることとされている。 | 268,879 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (2)多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 多重債務者対策に関する広報経費 多重債務者が相談窓口にアクセスできるように、広報活動(ポスターの作成、配布、夕刊紙等への広告記事掲載等)を行う。 | 「あなたは大丈夫?キャンペーンー貸金業法が大きく変わります!」は、多重債務問題の解決を図ることを目的として、平成18年に成立した改正貸金業法の完全施行の円滑な実施に向け、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた「借り手の目線に立った10の方策」の中には、「多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化」や「改正貸金業法等の広報活動の充実」という観点から、「多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」を実際すること」が盛り込まれていることを踏まえ、実施。 | 9,200 | 6(2)再掲 |
| 金融庁 計 | (施策数) | 4 | | 278,079 | |
| 消費者庁 | 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 | (7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上 ○各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施。 | 消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、都道府県に設置する消費者行政活性化のための基金の造成に必要な経費を交付し、消費者行政活性化に向けた地方公共団体の取組を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現に資することを目的とする。 | 7,280,877 | (内数) |
| | 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 | (7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上 ○独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を実施。 | 消費生活相談へ対応するための様々な分野の最新知識は手法等を内容に盛り込むことにより、研修を通じて全国消費生活センター等で消費者行政に従事する方々の活動への支援を行っている。 | 3,201,746 | (内数) |
| 消費者庁 計 | (施策数) | 2 | | 0 | (注6) |
| 総務省 | 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 | (2)児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 ○小学校教員を対象とした放送分野におけるメディアリテラシー向上のための授業実践パッケージを開発し、「放送分野におけるメディアリテラシー」サイトへの掲載を行った。 | 主に、青少年を対象とした教材の開発・普及を中心に、メディアの健全な利用の促進を図るための取組を推進する。 | 11,084 | |

| 担当府省 | 「自殺総合対策大綱」の項目 | 施策の取組状況 | 施策の目的 | 予算額 | 備考 | |
|-------|------------------------|--------------------------|--|---|------------|---------|
| | 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 | (2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 | ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施。 | 携帯電話・パソコンなどによるインターネットの安心・安全な利用に関する啓発活動などにより、子どものネット社会における安全と健全な発育を促進し、もって安心・安全な情報通信社会の実現に資することを目的とする。 | 5,533 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進 | ○引き続き「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援。 | インターネット上では、違法・有害情報も広く流通しており、社会問題となっている。これら違法・有害情報については、プロバイダ責任制限法及び各種ガイドラインに基づき、プロバイダ等による削除等の対応が行われているところであるが、個々の事案については、特に中小のプロバイダ等においては、専門家の不足等により対応の判断が困難なことが多い。 また、平成21年4月より施行されている青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年による有害情報の閲覧の防止措置に係る努力義務の履行に関する支援も必要となっている。 以上を踏まえ、違法・有害情報への事業者による対応を促進する目的で、事業者からの相談の受付を行うとともに、その相談内容を集計・分析し、政策への反映、相談者に対する普及啓発活動の実施等を行うこととする。 | 38,627 | |
| 総務省 計 | | (施策数) | 3 | | 55,244 | |
| 法務省 | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (10) いじめを苦にした子どもの自殺の予防 | ○「子どもの人権SOSミニレーター」を全国の小中学校の児童生徒に配布(平成22年10月上旬から11月上旬) | 学校の先生や保護者にも相談できずに悩みを抱えている児童・生徒が、法務省の人権擁護機関に対し、手紙を通じて相談することにより、これまで多くの「いじめ」や児童虐待等の人権問題の解決に至っているなど、その実施の効果が認められることに加え、依然として子どもに関する人権問題は、大きな社会問題となっていることから、実施するもの。 | 54,645 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (10) いじめを苦にした子どもの自殺の予防 | ○「インターネット人権相談受付窓口(子ども用)」を開設 | インターネットが国民生活に普及している現状を踏まえて、人権擁護機関の人権相談を国民にとってより利用しやすいものにするため、相談者が法務局及び地方法務局の相談窓口の開設時間にかかわらず相談を申し出ることができるよう、インターネットを通じた相談窓口を開設するもの。 | 47,532 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (10) いじめを苦にした子どもの自殺の予防 | ○専用相談電話「子どもの人権110番(フリーダイヤル)」を開設 | 子どもの人権問題は、周囲の目に付きにくいところで多く起こっており、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力がまだ備わっていなかったり、身近な人に話しにくいといった状況等から、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくないことから、子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くため、全国50か所の法務局・地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、人権擁護委員や法務局職員が子どもからの相談に応じ、子どもが相談しやすい体制をとるとともに、啓発活動や調査救済活動に取り組むもの。 | 19,239 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (10) いじめを苦にした子どもの自殺の予防 | ○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施(平成22年6月28日から同年7月4日まで) | 学校における「いじめ」の事案や家庭内における児童虐待の事案は、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための取組を強化するため実施するもの。 | 19,239 | 6(10)再掲 |
| 法務省 計 | | (施策数) | 3 | | 121,416 | |
| 文部科学省 | 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 | (2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 | ○都道府県と指定都市が実施する事業に対して補助を行う事業として、学校における豊かな体験活動の円滑な展開を推進。 | 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、自然体験活動を3泊4日以上の日数で実施する小学校の取組を支援することで、3泊4日以上での活動を全国に普及させ、小学校における豊かな体験活動のより充実した展開を推進するもの。 | 13,092,527 | (内数) |
| | 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 | (2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 | ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施。 | 携帯電話・パソコンなどによるインターネットの安心・安全な利用に関する啓発活動などにより、子どものネット社会における安全と健全な発育を促進し、もって安心・安全な情報通信社会の実現に資することを目的とする。 | 0 | |
| | 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 | (2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 | ○生命を尊重する心をはぐくむ道徳教育を推進する観点から、実践研究を実施。「心のノート」をWebサイトへ掲載(道徳教育総合支援事業)。 | 学習指導要領に基づいた道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、各教育委員会等が学校・地域の実情等に応じて主体的に行う道徳教育に関する多様な取組に対して支援を行うとともに、その結果得られた道徳教育に関する成果等について全国的な発信を行うもの。 | 706,162 | (内数) |
| | 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 | (2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 | ○新学習指導要領における情報モラル教育をはじめとした教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」について、あらたに高等学校分を追加。 | 学習指導要領の改定により、情報教育や、教科指導におけるICT活用(ICT:コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと)など、教育の情報化に関わる内容について一層の充実が図られた。新学習指導要領のもとで教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成。 | 0 | |

| 担当府省 | 「自殺総合対策大綱」の項目 | 施策の取組状況 | 施策の目的 | 予算額 | 備考 |
|------|------------------------|---|---|------------|--|
| | 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 | (2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 ○国立教育政策研究所において、すべての小中学校の教員が情報モラル教育を指導するための参考となるよう「情報モラル教育実践ガイド」を作成した。 | インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報などの問題が発生している中で、情報モラル教育の必要性は高まっており、改訂された学習指導要領では総則や各教科等で情報モラルを身につけるよう指導することが明記された。 このため、指導計画の作成方法や具体的な指導内容等について参考となる資料を作成し、すべての教員が計画的に情報モラル教育を実施できるようにする。 | 0 | |
| | 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 | (2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施 ○全国規模の学校団体やPTA、通信関係団体などの関係業界・団体の連携強化を図る「ネット安全安心全国推進フォーラム」を実施(平成23年3月)。 ○地域における教育・啓発活動の支援を行う「地域の実情に応じた有害情報対策事業」を実施。 | 昨今の携帯電話等の普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、有害情報等から青少年を守るための取組体制の構築、普及啓発活動の実施、必要な調査研究等を総合的に推進する。 | 159,603 | ※「ネット安全安心全国推進フォーラム」(平成23年3月)は、震災により中止。 |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもと親の相談員」の配置により、学校における教育相談体制を充実。 | (スクールカウンセラー) 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制を整備する。 (スクールソーシャルワーカー) いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。 | 13,092,527 | 2(2)再掲(内数) |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備 ○養護教諭の資質向上のため、全国養護教諭研究大会(平成22年8月)、健康教育指導者養成研修(平成22年11月～12月)等を開催。 | 近年の社会環境の急激な変化は、子どもたちの心身に大きな影響を与え、いじめ、不登校、未成年の喫煙や飲酒、青少年の薬物乱用、性に関する問題、生活習慣病の兆候、アレルギー疾患、心の健康問題など深刻かつ多様な健康問題を生じさせている。これらの健康課題に適切に対応していくためには、家庭や地域社会と連携を図りながら学校教育全体を通して、ヘルスプロモーションの理念を生かした健康教育を推進していくことが重要である。 そこで、本大会では、21世紀を担う子どもたちが、生涯を通じて心豊かに健康で生きるために、自ら学び、考え、判断して、主体的に行動できる資質や能力の育成を図ることを目指し、学校保健活動の推進の中核となる養護教諭の支援や連携の在り方について研究協議を行い、学校における健康教育の推進及び養護教諭のより一層の資質向上に資するものである。 | 19,568 | (内数) |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備 ○学校における労働安全衛生管理について引き続き周知・指導を行うため、担当者会議を開催(平成22年9月、平成23年1月)。 | 従来から、学校等における労働安全衛生管理体制については、各種会議等の場を通じて産業医の専任等を進めていただくよう依頼しているところであるが、その重要性にかんがみ、一層の整備を推進するよう依頼している。 | 0 | |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備 ○公立学校等における労働安全衛生法に基づく体制の整備状況を把握するため、「公立学校等における労働安全衛生管理体制に関する調査」を実施(平成22年7月)。 | 学校教育を円滑に実施するためには、児童生徒等の安全確保のみならず、教職員によっても安全で健康な職場環境が確保されることが重要であり、学校安全や労働安全衛生に係る施策の参考とするため、学校の安全管理の取組状況や労働安全衛生法に基づく体制の整備状況等について、従来より調査を実施。 | 0 | |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備 ○「心のケア対策推進事業」として、教職員向け指導参考資料を作成、配布するとともに(平成22年7月)、養護教諭や臨床心理士等を対象にシンポジウムを開催(平成22年11月)。 | ○「子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー」 災害や事件・事故発生時における子どもの心のケア、子どもの心のケアの体制づくり、危機発生時における健康観察の進め方に加え、対処方法等について参考事例を通して理解が深められるように構成し、作成。 ○子どもの心のケアシンポジウム 近年、災害や事件・事故が発生している状況において、子どもの心のケアが重要な課題となっている。災害や事件・事故に遭遇した子どもが、心に大きな傷を受けると、成長や発達に大きな障害(心的外傷後ストレス障害(PTSD)等)となることがある。そのため、日頃から子どもの健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。 そこで、子どもの心のケアの支援に当たって養護教諭、教職員、学校医等、スクールカウンセラー、地域の関係機関等との連携の在り方等に関するシンポジウムを開催し、子どもの心のケアの充実に資する。 | 6,868 | |

| 担当府省 | 「自殺総合対策大綱」の項目 | 施策の取組状況 | 施策の目的 | 予算額 | 備考 |
|---------|---------------------------|-------------------------------|---|------------|----------------|
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (7)インターネット上の自殺関連情報対策の推進 | ○青少年に対してフィルタリング利用の普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進。 | 159,603 | 2(2)再掲 |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (10)いじめを苦にした子どもの自殺の予防 | ○子どもたちがいつでも悩みや不安を打ち明けられるよう、24時間体制の電話相談を実施。 | 13,092,527 | 2(2)4(3)再掲(内数) |
| 文部科学省 計 | | (施策数) | 12 | 166,471 | |
| 厚生労働省 | 1 自殺の実態を明らかにする取組 | (5)うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発 | ○厚生労働科学研究補助金「障害者対策総合研究事業」の中で、「プライマリーケアで使用可能な、DNAチップを用いたうつ病の診断指標の作成」、「リワークプログラムを中心とするうつ病の早期発見から職場復帰に至る包括的治療に至る研究」等を実施。 | 2,055,217 | (内数) |
| | 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 | (3)うつ病についての普及啓発の推進 | ○うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報をまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」と、若者向けに心の不調への対処法を紹介する「こころもメンテしよう」を厚生労働省HP内に開設。 | 81,493 | |
| | 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 | (4)介護支援専門員等に対する研修の実施 | ○介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業を実施。 | 175,000 | |
| | 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 | (5)民生委員・児童委員等への研修の実施 | ○各都道府県、政令指定都市が実施する、 ①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修 ②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修 ③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修等を支援するため「民生委員・児童委員研修事業」を実施。 | 24,000,000 | (内数) |
| | 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 | (7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | ○厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を実施。 | 0 | |
| | 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 | (7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上 | (独)労働政策研究・研修機構運営費交付金(職業指導ⅡA専門研修) ハローワークの職業相談技法として必要とされるキャリアコンサルティングに係る基本的知識の習得、キャリアコンサルティングの実施過程において必要なスキル、アセスメント、事例検討、自己研鑽とスーパービジョンを研修によって修得する。この中でメンタルヘルスについての研修を行う。 | 45,042 | (内数) |

| 担当府省 | 「自殺総合対策大綱」の項目 | 施策の取組状況 | 施策の目的 | 予算額 | 備考 |
|------|---------------------------|---|--|------------|-----------|
| | 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組 | (7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上 公共職業安定所業務推進費(都道府県労働局で実施するキャリアコンサルティング研修及び産業カウンセラー研修) ハローワークの職業相談窓口においては、求職者の抱えている問題を把握し、これに合致した的確な支援を適時に実施する等により、一層専門的なサービスを提供することが必要とされる。このため、各都道府県労働局において、ハローワークの職員に対して、キャリアコンサルティング及び産業カウンセラー研修を実施する。 | ハローワークに来所する求職者に対してキャリア・コンサルティング等を実施することにより、求職者が抱えている様々な問題を把握し、これに合致した支援を実施する等により、一層専門的なサービスを提供する。 | 89,721 | (内数) |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進 〇都道府県労働局・労働基準監督署による事業場及び業界団体等に対する指導を実施。 | 行政指導の一環として通常業務に取り込んで実施しているもの。 | 0 | |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進 〇小規模事業場の労働者及びその家族に対しセミナーや相談会等を実施。 | 労働者のメンタルヘルス不調を早期に発見し、深刻な事態に至ることを防ぐためには、労働者本人の気づきだけでなく、周囲の者、中でも家族の気づきを端緒として必要な介入をしていくことが効果的であると考えられることから、家族からの支援を含めてメンタルヘルス対策を進めるため、地域産業保健センターにおいて、メンタルヘルスに関する専門的知識をもった医師、地域で活動を行っている保健所等の協力を得て、 1)労働者及びその家族を対象としたメンタルヘルスに関するセミナー 2)メンタルヘルス不調の労働者やその家族等を対象とした個別相談会 を開催することにより、メンタルヘルスに関する基礎的知識やメンタルヘルス不調への適切な対応についての知識を普及し、メンタルヘルス不調の予防を図るとともに、メンタルヘルス不調となった労働者の早期発見、早期治療を促進することとする。 | 81,592 | |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進 〇労働基準関係法令上問題が認められた場合に必要な監督指導を実施。 | 行政指導の一環として通常業務に取り込んで実施しているもの。 | 0 | |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進 〇全国47都道府県のメンタルヘルス対策支援センターによるメンタルヘルス対策の総合的な支援の一つとして、新たに管理監督者に対する教育を実施。 | 地域における職場のメンタルヘルス対策の中核的機関として全国47都道府県に設置し、メンタルヘルス不調の予防から復職支援まで事業者の行う職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援するもの。 | 493,976 | |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進 〇メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に産業保健スタッフ等に対する教育機能を追加。 | 事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者などに対し総合的な情報提供を実施するもの。 | 65,394 | |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進 〇メンタルヘルス不調の防止のためのストレス対処等に関する取り組みの支援を実施。 | 職場のメンタルヘルス対策の促進等を図り、労働者の健康障害を防止することを目的としている。 | 493,976 | 4(1)再掲 |
| | 5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組 | 精神障害の正しい理解のための普及啓発事業費 国民全体のうつ病等に対する正しい理解を深めることおよびうつ病にかかりやすい職域、介護・産後・更年期におけるハイリスク群並びにその周囲にいる人に対して、効果的なメッセージを伝達することにより、うつ病の早期発見・早期治療を実現するとともに、うつ病をきっかけとした他の精神疾患や精神障害者に関する正しい理解のための知識の向上を図る。 | 国民全体のうつ病等に対する正しい理解を深めることおよびうつ病にかかりやすい職域、介護・産後・更年期におけるハイリスク群並びにその周囲にいる人に対して、効果的なメッセージを伝達することにより、うつ病の早期発見・早期治療を実現するとともに、うつ病をきっかけとした他の精神疾患や精神障害者に関する正しい理解のための知識の向上を図ることを目的とする。 | 81,493 | 2(3)再掲 |
| | 5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組 | (4)子ども心の診療体制の整備の推進 〇様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を平成20年度より3ヶ年のモデル事業として実施。 | 近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。 母子保健医療対策等総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要となる総合的な施策を実施するものである。 母子保健医療対策等総合支援事業のうちの一事業として、左記事業を実施している。 | 8,092,738 | (内数) |
| | 5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組 | (5)うつ病スクリーニングの実施 〇市町村において介護予防事業の中で基本チェックリストを用いて高齢者のうつ病に関するスクリーニングを実施。 | 二次予防事業の対象者を決定することを目的として、次の取組を実施。 ①二次予防事業の対象者に関する情報の収集(基本チェックリストの配布・回収、他部局から情報提供等) ②二次予防事業の対象者の決定等 ③二次予防事業の対象者として取り扱う期間(個々の状態等を勘案して市町村が設定する期間とする。) | 64,118,471 | 第一次補正(内数) |

| 担当府省 | 「自殺総合対策大綱」の項目 | 施策の取組状況 | 施策の目的 | 予算額 | 備考 |
|------|-------------------------|-------------------------------|--|--|-------|
| | 5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組 | (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 | ○アルコール依存症や薬物依存症の自助団体の活動の支援、及び自助団体を含む関係機関による依存症対策に係る地域連携体制の構築と効果的な依存症対策の開発・実施を目的とした、「地域依存症対策推進モデル事業」を実施し、また、自助団体の活動を支援する観点から、「依存症回復施設職員研修事業」を開始。 | 83,790 | |
| | | | | ○「地域依存症対策推進モデル事業」 薬物、アルコールを中心とした各種依存症対策については、公的機関における相談・指導や知識の普及、急性中毒や離脱症状に対する医療の提供、障害者自立支援法に基づいた各種サービスの提供等による支援を行っているところであるが、依存症そのものの回復に向けての取組については、不十分である現状を踏まえ、薬物・アルコール等依存症対策の先進的な取組を行う地域を選定し、それぞれの地域の実情に即した事業を実施するとともに、その効果を検証することにより、地域における効果的な薬物・アルコール等依存症対策を推進し、もって薬物、アルコールを中心とした各種依存症患者及びその家族等に対する支援の充実を図ることを目的とする。 ○「依存症回復施設職員研修事業」 依存症回復施設の質の向上や依存症への対応力を一層強化するため、依存症回復施設職員に対して、医学的知識や利用者への対応方法、利用可能な社会資源に関する知識の向上等を図ることを目的とする。 | 5,033 |
| | 5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組 | (7)慢性疾患患者等に対する支援 | ○看護師に対し、慢性疾患等の患者に適切に対応できるような専門領域における実務的な知識・技術の向上を図るための研修を都道府県等において実施。 | 306,237 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (3)失業者等に対する相談窓口の充実等 | ○失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細やかな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に心理的不安などから、主体的に確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応。 | 0 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (3)失業者等に対する相談窓口の充実等 | ○ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充(92か所→100か所)するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化。 | 1,849,860 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (3)失業者等に対する相談窓口の充実等 | 就職支援アドバイザー事業 ハローワークに「就職支援アドバイザー」を配置し、心理的不安などから、主体的に確かつ現実的な求職活動を行うことができない者に対しては、早期にキャリア・コンサルティングの技法等を活用しながら、きめ細やかな相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業者に至ることのないよう支援する。 | 582,004 | |

| 担当府省 | 「自殺総合対策大綱」の項目 | 施策の取組状況 | 施策の目的 | 予算額 | 備考 |
|---------|--------------------|---|--|------------|------|
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (3)失業者等に対する相談窓口の充実等 失業者向け生活関連情報提供サービス事業 ハローワークインターネットサービスにおいて、失業に伴う公的保険等の変更手続等失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情報提供を実施している。また、全国のハローワークの求職者を対象に、ストレスチェックシートの作成・配布、心の悩み・不安等の相談に対し、専門家によるメール相談の体制整備等を実施する。 | 失業給付受給者等に対する早期再就職の促進を図るため、①求人確保体制の強化(個別求人開拓の実施)、②失業等給付受給者に対する就職支援セミナーの集中的実施、③求職者のストレスチェック及びメール相談の実施、④職務経歴書の書き方の説明書等作成による長期失業防止策、を実施する。 | 13,706 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (3)失業者等に対する相談窓口の充実等 非正規労働者総合支援事業(専門家による生活相談) 非正規労働者総合支援センター(キャリアアップハローワーク)及び非正規労働者総合支援コーナー(キャリアアップコーナー)において、臨床心理士、ケースワーカー及び社会保険労務士等の専門家による心理相談や生活支援制度、各種公的保険制度等に関する専門的な相談を定期的に実施する。 | 非正規労働者は、能力・経験や求職活動のノウハウ不足等から、安定した職業に移行できない状況にあることから、安定した職業に就くことを希望する非正規労働者のニーズや能力に応じて、様々な支援をワンストップで提供し、非正規労働者の就労促進を図る。 | 3,378,302 | (内数) |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (6)危険な場所、薬品等の規制等 ○毒薬及び劇薬について 平成22年度医薬品等一斉監視指導において、各自治体を通じて、医薬品販売業者等における毒薬及び劇薬の取扱いについて確認、指導を実施。 | 毒薬及び劇薬については、薬事法(昭和35年法律第145号)第44条から同法第48条までの規定等を参照のうえ、適切な保管管理等の徹底がなされるよう留意。 | 47,063 | (内数) |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (6)危険な場所、薬品等の規制等 ○毒物及び劇物について 自治体及び事業者団体を通じ、一般消費者に対する販売を自粛するよう従来より事業者に要請しており、必要に応じて通知による周知を行う等、引き続き不適切な使用に繋がる流通の防止を図った。 | 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき、同法で定められた毒物及び劇物の取締り及び安全対策等を所掌業務として実施 | 0 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (9)介護者への支援の充実 ○地域包括支援センターに携わる職員等を対象にした研修を実施。 | 地域包括ケアの考え方を踏まえたセンターの一体的な運営や地域のネットワーク構築を担う中心となる職員を重点的に育成するため、センター全体をマネジメントするセンター長やリーダー的な役割を担う経験豊富な職員を対象として、センター内の中心的な役割をもつ職員を育成し、センター内での指導や地域で行われる研修における講師として活動すること等により、効率的・効果的な事業展開を図る。 | 99,899 | (内数) |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (9)介護者への支援の充実 高齢者権利擁護等推進事業費 地域包括支援センターを中心とした権利擁護事業(養護者による虐待防止を含む)や介護サービス従事者による虐待防止等の取組みを推進するため、介護施設・サービス事業従事者に対して研修等を実施するとともに、権利擁護に関する専門的相談・支援体制を構築する。 | 介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止などの高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。 本事業は、こうした観点から、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県が地域の実情に応じた専門的な相談体制等を整備するなど、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。 | 577,243 | (内数) |
| | 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ取組 | (1)救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 医療提供体制推進事業費補助金 重傷及び複数の診療科領域(精神科を含む)にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの整備を図る。【H18から統合補助金】 | この事業は、救命救急センターの補助として都道府県が救命救急センターを整備し、休日夜間急患センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設、病院群輪番制等の第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、重篤救急患者の医療を確保することを目的とする。 | 30,602,739 | (内数) |
| | 9 民間団体との連携を強化する取組 | (4)民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援 セーフティネット支援対策等事業費補助金 地方自治体や民間団体等が行う今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的な支援事業に対して、補助を行う。【統合補助金】 | この補助金は、地方自治体等が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。 | 24,000,000 | (内数) |
| 厚生労働省 計 | (施策数) | 29 | | 3,733,052 | |
| 農林水産省 | 4 心の健康づくりを進める取組 | (2)地域における心の健康づくり推進体制の整備 ○農村地域の女性グループ等が行う生活支援等の助け合い活動を充実させるための人材養成活動を推進。 | 知識・技術が豊富な高齢者による担い手支援活動を助長するため、農村地域の高齢農業者のための生活支援等の助け合い活動を支援。 | 182,844 | (内数) |

| 担当府省 | 「自殺総合対策大綱」の項目 | 施策の取組状況 | 施策の目的 | 予算額 | 備考 | |
|---------|------------------|-------------------------|---|--|---------------|------|
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (2)地域における心の健康づくり推進体制の整備 | ○農村地域の高齢者、女性等の活動促進のための、高齢者等地域住民活動・生活支援促進施設等の整備への支援を実施。 | 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流拠点の整備等の取組を総合的に支援。 | 26,591,055 | (内数) |
| | 4 心の健康づくりを進める取組 | (2)地域における心の健康づくり推進体制の整備 | ○高齢者等の生きがい発揮に資する特用林産物活用施設等整備を推進。 | 特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備 | 7,084,642 | (内数) |
| 農林水産省 計 | | (施策数) | 3 | | 0 | (注6) |
| 経済産業省 | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (4)経営者に対する相談事業の実施等 | ○「新創業融資制度」の着実な実施と広報に努めた。 | 新たに事業を始める者や事業を開始して間もない者が無担保・無保証人で利用できる「新創業融資制度」を取り扱っている。 | 1,704,000 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (4)経営者に対する相談事業の実施等 | ○再チャレンジする企業家の事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者の再挑戦を支援する「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)制度」を実施。 | いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者の再挑戦を支援するために必要となる資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けることを目的とする。 | 99,569 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (4)経営者に対する相談事業の実施等 | ○47都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」において、中小企業における事業の再生に関する相談から再生計画の策定支援まで対応。 | 経営環境の悪化しつつある中小企業に対し、多種多様な、事業内容や課題も地域性が強いという中小企業の特徴を踏まえ、各地域の関係機関や専門家等が連携して、きめ細かに中小企業が取り組む事業再生を支援することにより、地域経済において大きな役割を果たす中小企業の活力の再生を図る。 | 5,010,752 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (4)経営者に対する相談事業の実施等 | ○都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助。 | 都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助し、連鎖倒産の危機や資金繰りの目途が立たない等の理由により経営難に直面している中小企業の経営立て直しのための相談を受ける当該相談事業の円滑な実施を図る。 | 36,675 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (4)経営者に対する相談事業の実施等 | ○年末において、関係機関の協力の下、利用者が1つの窓口で資金繰りや雇用調整助成金などの相談が出来るよう、「ワンストップ・サービス・デー」を開催するとともに、2011年3月を年度末の「中小企業ワンストップ電話相談月間」と位置づけ、1つの窓口で資金繰りや知的財産など幅広く相談できる電話相談を実施した。 | 全ての都道府県で11月中旬から順次開催し、年末の資金繰りから海外展開、雇用調整助成金の相談まで1か所で対応するもの。 | 0 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (4)経営者に対する相談事業の実施等 | ○各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」(全国48か所)において、中小企業からの取引に関する各種相談に対し、相談員及び弁護士が無料に対応。 | 本事業は、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)の厳正な運用、同法の普及啓発及び下請事業者からの相談体制を強化するとともに、官公需情報の中小企業者への提供を通じて、特定の親事業者に依存しない経営基盤を確立し、親事業者との交渉力を高めることにより、中小企業の取引適正化及び経営の安定を図ることを目的とする。 | 714,561 | (内数) |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (7)インターネット上の自殺関連情報対策の推進 | ○インターネット上のコンテンツに関する民間における対応の支援。 | サイト事業者によるセルフレイティングのためのマニュアル・ガイドライン等を整備するとともに、サイト事業者やフィルタリング事業者等の関係者が、協力して有害情報から青少年を守るために取り組むべき施策に関する検討を支援する。 | 419,726 | (内数) |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (7)インターネット上の自殺関連情報対策の推進 | ○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施。 | 青少年・保護者及び学校関係者を対象として、フィルタリングの重要性及びインターネットの適切な利用法についての説明会を実施。今後、教育現場等において保護者や子どもを対象としたセミナーを全国で実施し、インターネット上の違法・有害情報の現状及び対処策に関する理解向上を図る。 警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国のNPO等と連携して実施している「インターネット安全教室」を開催。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 | 419,726 | (内数) |
| 経済産業省 計 | | (施策数) | 8 | | 6,850,996 | |
| 国土交通省 | 4 心の健康づくりを進める取組 | (2)地域における心の健康づくり推進体制の整備 | ○高齢者をはじめ、誰もが地域で集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備等を推進。 | 都市公園事業は、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。 | 2,409,692,000 | (内数) |

| 担当府省 | 「自殺総合対策大綱」の項目 | | 施策の取組状況 | 施策の目的 | 予算額 | 備考 |
|---------------------------|------------------|------------------|---|---|------------|---------|
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (6)危険な場所、薬品等の規制等 | ○特定行政庁を通じて、建築物の所有者等に対し、法令に基づく施設設置・維持管理等を徹底させ、屋上からの転落防止等の安全確保を図った。 | 屋上からの転落防止等の安全確保を図るため、高層建築物等の屋上では、建築基準法令に基づき柵や金網等の設置を義務付けており、また、建築物防災週間において、既存建築物に対する適正な維持保全と定期報告の徹底について、建築物の所有者等に対して広く周知しており、その実施結果については取りまとめて公表している。 | 0 | |
| | 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組 | (6)危険な場所、薬品等の規制等 | ○鉄道駅のプラットフォームにおいて、視覚障害者等をはじめとした全ての駅利用者の安全性向上を図ることを目的に、線路への落下を防止するホームドア(可動式ホーム柵を含む。)の設置を促進。 ○鉄道事業者をメンバーとする「ホームドアの整備促進等に関する検討会」を立ち上げた。 | 鉄道駅のプラットフォームにおいて、視覚障害者等をはじめとした駅利用者の安全性向上を図ることを目的に、線路への落下を防止するホームドア(可動式ホーム柵を含む。)の設置を促進。 | 21,120,000 | (内数) |
| | | | | | 3,940,000 | (内数) |
| 国土交通省 計 | (施策数) | 3 | | | 0 | (注6) |
| 施策の目的等において自殺予防が明記されていないもの | | | 10府省68施策(49.6) | | 11,225,077 | (79.9) |
| 自殺予防対策に関係する施策数 | | | 11府省137施策(100.0) | | 14,057,633 | (100.0) |

(注)1 当省の調査結果による。

2 「施策の取組状況」欄は、「平成23年版自殺対策白書」において公表されている「自殺総合対策大綱における施策の実施状況」及び「平成23年度自殺対策関係予算額(案)について」(平成23年1月内閣府自殺対策推進室)に掲記されている平成22年度の自殺予防対策に関する施策の取組状況を表す。

3 「施策の目的」欄は、①「平成23年版自殺対策白書」において公表されている施策の実施状況、②施策に係る実施要綱、行政事業レビューシート等に記載された当該施策の実施目的等に記載されている施策の実施目的を表す。

4 「予算額」欄は、平成22年度における当該施策に係る当初予算額及び補正予算額の合計額を表す。

5 各府省が実施する事業のうちの一部が自殺予防対策に関係する施策であり、当該施策のみの予算額を把握することができないもの(当該施策の予算額が内数であるもの)及び再掲となっているものについては、予算額の合計には計上していない。

なお、「平成23年度自殺対策関係予算額(案)について」(平成23年1月内閣府自殺対策推進室)では、各府省が実施する事業のうちの一部が自殺予防対策に関係する施策であり、当該施策のみの予算額を把握することができない場合の額については、予算額の合計には計上していない。

6 「予算額」が「0円」と表記されているものは、当該施策の予算額が内数であるものを含む。

表 2-⑨-i 国による効果測定の実施を求める意見等

| 意見等の内容 |
|---|
| <p>○ 自殺予防対策に関して、具体的にどのような取組に効果があるのかを分析することは、専門的な研究機関もなく、自殺者のデータも限られている市町村レベルでは難しいので、国において、有識者等の専門的な知見も活用し、これまでの全国での各種取組の効果の把握・分析を行ってほしい。</p> <p>○ 評価指標の設定方法について具体的に示されていないため、どのように評価すればよいかわからない。専門家の分析によるエビデンスに基づいた対策を確立してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(他同様の意見 2 件)</p> |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑨-ii 効果のある施策の教示を求める意見等

| 意見等の内容 |
|---|
| <p>○ 自殺予防対策に係る施策の効果を測定するための指標として何が正しいのか分からない。国は、地方公共団体等において効果の上がっている施策に関する情報を提供してほしい。</p> <p>○ 自殺予防対策事業は、精神保健福祉の分野だけで行える事業ではなく、何を効果とするかが手探り状態であることから、事業実施後に追跡調査等を実施し、具体的に効果の上がっている事業で、かつ効率的に行える事業を示してほしい。</p> <p>○ 国は全国の地方公共団体から情報を集約及び分析し、自殺予防に有効な施策を示せる立場にあるので、警察等の現場からの情報と心理学的なアプローチから分析を行い、各自治体に対して有効な施策を示してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(他同様の意見 1 件)</p> |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑨-iii 効果測定の指標等を求める意見等

| 意見等の内容 |
|---|
| <p>○ 匿名の電話相談が多い中、効果の分析方法等については課題と考えている。他都市等で行っているところがあれば情報をいただきたい。また、国としての評価指針があれば示してもらいたい。</p> <p>○ 自殺対策に関する標準的、客観的評価手法や指針がなく、評価が難しい。自殺予防対策は、統計的分析（自殺者数）のほか質的評価（事業効果）が必要となるが、評価の視点をどこに置くか苦慮している。</p> <p>○ 現状では、効果の設定に関して、自殺者数の減少とするか、啓発活動の十分な広がりを目指すかで迷っており、また、各年代層で求められる自殺対策がそれぞれ異なることから、何を優先課題とするかで非常に迷うことがある。</p> <p style="text-align: right;">(他同様の意見 20 件)</p> |

(注) 当省の調査結果による。

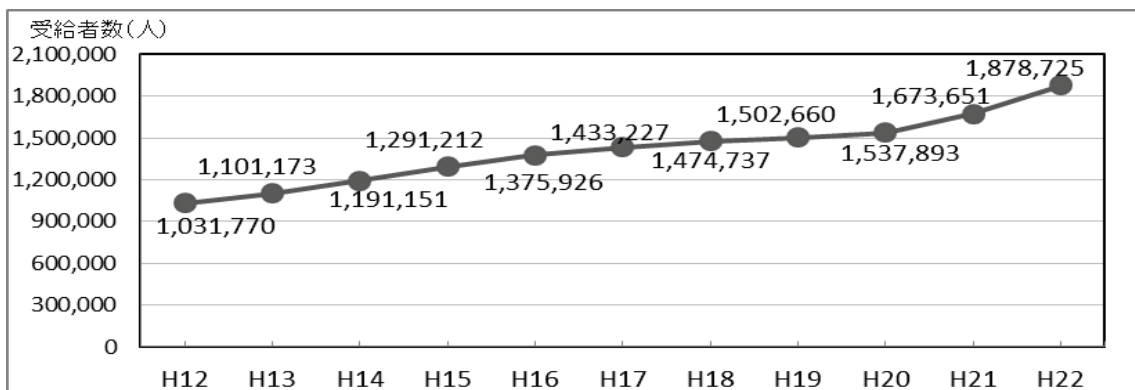
表 2-⑩ 生活保護受給者の自殺者数及び自殺死亡率

表 生活保護受給者と全国の自殺者数及び自殺死亡率の比較

| 区 分 | 生活保護受給者 | | 全国 | |
|---------|---------|-------|----------|-------|
| | 自殺者数 | 自殺死亡率 | 自殺者数 | 自殺死亡率 |
| 平成 20 年 | 843 人 | 54.8 | 32,249 人 | 25.3 |
| 21 年 | 1,045 人 | 62.4 | 32,845 人 | 25.8 |
| 22 年 | 1,047 人 | 55.7 | 31,690 人 | 24.9 |

- (注) 1 厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護受給者の自殺者調べ」(平成 23 年 7 月)に基づき当省が作成した。
 2 同調べは、厚生労働省社会・援護局保護課において、平成 21 年から実施されているものであり、生活保護受給中(停止中を含む)に自殺又は自殺と推定された死亡者の状況をまとめたもの。
 3 自殺死亡率は、人口(又は被保護人員)10 万人当たりの自殺者数を表す。
 4 全国の自殺者数及び自殺死亡率は、警察庁資料による。

[参考] 生活保護受給者数の推移



- (注) 1 厚生労働省「被保護者全国一斉調査基礎調査」に基づき当省が作成した。
 2 同調査は、毎年 7 月 1 日現在の生活保護受給者数を把握したものである。
 なお、平成 22 年は暫定値。

表2-① 自殺予防対策に特化した取組方針等における生活保護受給者を対象とした取組に関する記載状況

| 区分 | 地方公共団体名 | 自殺予防対策に特化した取組方針等 | 策定年月 | 取組方針等における生活保護受給者を対象とした自殺予防対策に関する記載内容 | |
|-------------------------|---------|----------------------------|---------------|---|---|
| 都道府県 | 北海道 | 北海道自殺対策行動計画 | 平成20年11月 | — | |
| | 埼玉県 | 埼玉県自殺対策推進ガイドライン | 平成20年9月 | — | |
| | 東京都 | 東京における自殺総合対策の基本的な取組方針 | 平成21年3月 | — | |
| | 岐阜県 | 岐阜県自殺総合対策行動計画 | 平成21年3月 | 社会的要因を含む様々な要因により自殺の危険性が高まっている人に対し、社会的な支援を行うことにより自殺を防止するため、生活保護に関する相談など相談窓口を充実。 | |
| | 愛知県 | あいち自殺対策総合計画 | 平成20年3月 | 生活保護受給者の多くは、保護受給前に借金をしている実態が多く見られることから、個々の福祉事務所において多重債務を抱える生活保護受給者に問題解決に向けてアドバイスを行っており、より適確な指導を行うため、生活保護関係職員に対し多重債務問題解決に関する研修会を実施。今後は、問題の解決を強力に推進するために、新たに債務整理等支援に関するプログラムを福祉事務所が作成し、同プログラムに沿って迅速な問題解決に努める。 | |
| | 兵庫県 | 兵庫県自殺対策推進方策 | 平成20年3月 | — | |
| | 広島県 | 広島県自殺対策推進計画～いきる・ささえる広島プラン～ | 平成22年3月 | — | |
| | 徳島県 | 徳島県自殺者ゼロ作戦 | 平成21年8月 | — | |
| | 香川県 | 香川県の自殺対策の方針 | 平成19年3月 | — | |
| | 高知県 | 高知県自殺対策行動計画 | 平成21年4月 | — | |
| | 福岡県 | 自殺対策推連絡議会報告書 | 平成20年3月 | — | |
| | 沖縄県 | 沖縄県自殺総合対策行動計画 | 平成20年3月 | 早期対応の中心的役割を果たす人材の育成のため、多重債務相談担当者、生活保護窓口担当者等を対象として、いのちの電話、県臨床心理士会などと連携して「こころの健康・自殺対策研修」を実施。 | |
| | 政令指定都市 | 札幌市 | 札幌市自殺総合対策行動計画 | 平成22年3月 | 失業者・生活困窮者に対する相談支援のため、各区役所において、生活保護等に関する相談を実施。 |
| | | さいたま市 | さいたま市自殺対策推進計画 | 平成21年3月 | 中高年世代を対象とした相談支援の充実のため、福祉課において、生活保護に関する相談を実施。 |
| 大阪市 | | 大阪市自殺対策基本指針 | 平成21年4月 | — | |
| 広島市 | | 広島市うつ病・自殺対策推進計画 | 平成20年6月 | — | |
| 福岡市 | | 福岡市自殺対策総合計画 | 平成21年3月 | — | |
| 市町村 | 浦臼町 | 浦臼町自殺予防対策計画 | 平成22年2月 | — | |
| 生活保護受給者を対象とした取組の記載があるもの | | | | 5 地方公共団体 (27.8%) | |
| 生活保護受給者を対象とした取組の記載がないもの | | | | 13 地方公共団体 (72.2%) | |
| 計 | | | | 18 地方公共団体 (100.0%) | |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「取組方針等における生活保護受給者を対象とした自殺予防対策に関する記載内容」欄は、自殺予防対策に特化した取組方針等において、生活保護受給者を対象とした自殺予防対策に関する記述がないものには「—」を記載した。

表 2-⑫ 地方公共団体における先進的な取組事例

| 地方公共団体名 | 取組の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|--------|------------------|-------------------|-------|---|---|-----------|--|--|------|---|---|-----------|--|--|
| 東京都足立区 | <p>平成 20 年度から実施している「足立区こころといのちの相談支援事業」(注) について、毎年度、総合評価及び施策ごとに評価を行い、その評価結果に基づき、翌年度に取り組むべき施策の方向性を決定し、その方向性に基づいて各施策を実施している。</p> <p>(注) 平成 20 年 10 月、東京都の委託事業として開始された「足立区こころといのちの相談支援事業」は、平成 21 年度で終了し、その後は、内閣府の地域自殺対策緊急強化基金を活用して事業を継続している。事業内容は大別して i) 当事者支援、ii) ネットワークの構築、iii) 人材育成及び iv) 区民への啓発・周知の 4 つの施策となっている。</p> <p>足立区こころといのちの相談支援事業に関する評価結果の概要は、以下のとおりであり、これらの施策の見直しの結果、自殺の危険性が高い者の相談が多いハローワーク会場での相談会を重点的に実施するなどの取組を行っている。</p> <p>表 足立区こころといのちの相談支援事業に関する評価結果の概要</p> <table border="1" data-bbox="395 728 1428 2085"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 728 512 808">施策の区分等</th> <th data-bbox="517 728 970 808">平成 22 年度の評価結果・課題</th> <th data-bbox="975 728 1422 808">平成 23 年度の主な施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 815 512 1167">当事者支援</td> <td data-bbox="517 815 970 1167"> <p>総合相談会では、ハローワーク会場には、他の会場に比べて、よりリスクの高い人が相談意欲を持って来ている。</p> <p>ただし、同じ曜日限定では、出会う人に限りがあるため、集中的に、月曜日から金曜日まで連続して実施する必要がある。</p> </td> <td data-bbox="975 815 1422 1167"> <p>○ 自殺者数の多い年齢層(40 歳代～50 歳代の男性(全体の 29%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 総合相談会の実施</p> <p>○ 自殺者数の多い年齢層(30 歳代男女(全体の 19%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 総合相談会、専門相談の実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 1173 512 1646">ネットワークの構築</td> <td data-bbox="517 1173 970 1646"> <p>複数の課題を持っている当事者へ連携した支援が始まってはいるものの、最後まで支援ができたかどうか把握できない。保健師がかかわったケース以外は最終結果がつかめていない。ゲートキーパー研修を受け、連携への動機づけがされても、結果がつかめないままでは達成感がなく、連携しようという意欲が下がる可能性がある。成功事例が共有できる手法を検討し、結果確認までのトータルケア目指し、ネットワークを継続して強化していく。</p> </td> <td data-bbox="975 1173 1422 1646"> <p>○ 個別支援を通して、担当者の顔と顔が見える連携を進め、ネットワークを強化する。それぞれの関係機関が必要に応じ一歩踏み込んだ対応を行うようにし、次の機関につなげていくことで、当事者支援を確実にやっていく。</p> <p>○ 自殺者数の多い年齢層(高齢者(全体の 23%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を推進。町会、自治会での孤立予防対策を検討。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 1653 512 1850">人材育成</td> <td data-bbox="517 1653 970 1850"> <p>リスクの高い人に接している窓口や関係機関・団体に参加を呼びかけ、研修を多く実施できたが、区民や関係者から、より参加しやすい夜間の開催希望がある。</p> </td> <td data-bbox="975 1653 1422 1850"> <p>○ リスクの高い人に接する可能性のある職種・団体に、「気づく」ための研修をさらに行っていく。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 1856 512 2085">区民への啓発・周知</td> <td data-bbox="517 1856 970 2085"> <p>区が「生きる支援」として、自殺対策に取り組んでいることを区民や他自治体にアピールできた。チラシ、リーフレット、ポスター、DVD、広報誌、広報番組、CMなど多方面から啓発を行った。3月の強化月間に向けた啓発の準備</p> </td> <td data-bbox="975 1856 1422 2085"> <p>○ 一次予防の視点で、思春期世代への啓発を行う。</p> <p>○ 自殺者数の多い年齢層(30 歳代男女(全体の 19%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 若年層健診での不眠チェックと</p> </td> </tr> </tbody> </table> | | 施策の区分等 | 平成 22 年度の評価結果・課題 | 平成 23 年度の主な施策の方向性 | 当事者支援 | <p>総合相談会では、ハローワーク会場には、他の会場に比べて、よりリスクの高い人が相談意欲を持って来ている。</p> <p>ただし、同じ曜日限定では、出会う人に限りがあるため、集中的に、月曜日から金曜日まで連続して実施する必要がある。</p> | <p>○ 自殺者数の多い年齢層(40 歳代～50 歳代の男性(全体の 29%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 総合相談会の実施</p> <p>○ 自殺者数の多い年齢層(30 歳代男女(全体の 19%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 総合相談会、専門相談の実施</p> | ネットワークの構築 | <p>複数の課題を持っている当事者へ連携した支援が始まってはいるものの、最後まで支援ができたかどうか把握できない。保健師がかかわったケース以外は最終結果がつかめていない。ゲートキーパー研修を受け、連携への動機づけがされても、結果がつかめないままでは達成感がなく、連携しようという意欲が下がる可能性がある。成功事例が共有できる手法を検討し、結果確認までのトータルケア目指し、ネットワークを継続して強化していく。</p> | <p>○ 個別支援を通して、担当者の顔と顔が見える連携を進め、ネットワークを強化する。それぞれの関係機関が必要に応じ一歩踏み込んだ対応を行うようにし、次の機関につなげていくことで、当事者支援を確実にやっていく。</p> <p>○ 自殺者数の多い年齢層(高齢者(全体の 23%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を推進。町会、自治会での孤立予防対策を検討。</p> | 人材育成 | <p>リスクの高い人に接している窓口や関係機関・団体に参加を呼びかけ、研修を多く実施できたが、区民や関係者から、より参加しやすい夜間の開催希望がある。</p> | <p>○ リスクの高い人に接する可能性のある職種・団体に、「気づく」ための研修をさらに行っていく。</p> | 区民への啓発・周知 | <p>区が「生きる支援」として、自殺対策に取り組んでいることを区民や他自治体にアピールできた。チラシ、リーフレット、ポスター、DVD、広報誌、広報番組、CMなど多方面から啓発を行った。3月の強化月間に向けた啓発の準備</p> | <p>○ 一次予防の視点で、思春期世代への啓発を行う。</p> <p>○ 自殺者数の多い年齢層(30 歳代男女(全体の 19%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 若年層健診での不眠チェックと</p> |
| 施策の区分等 | 平成 22 年度の評価結果・課題 | 平成 23 年度の主な施策の方向性 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当事者支援 | <p>総合相談会では、ハローワーク会場には、他の会場に比べて、よりリスクの高い人が相談意欲を持って来ている。</p> <p>ただし、同じ曜日限定では、出会う人に限りがあるため、集中的に、月曜日から金曜日まで連続して実施する必要がある。</p> | <p>○ 自殺者数の多い年齢層(40 歳代～50 歳代の男性(全体の 29%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 総合相談会の実施</p> <p>○ 自殺者数の多い年齢層(30 歳代男女(全体の 19%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 総合相談会、専門相談の実施</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| ネットワークの構築 | <p>複数の課題を持っている当事者へ連携した支援が始まってはいるものの、最後まで支援ができたかどうか把握できない。保健師がかかわったケース以外は最終結果がつかめていない。ゲートキーパー研修を受け、連携への動機づけがされても、結果がつかめないままでは達成感がなく、連携しようという意欲が下がる可能性がある。成功事例が共有できる手法を検討し、結果確認までのトータルケア目指し、ネットワークを継続して強化していく。</p> | <p>○ 個別支援を通して、担当者の顔と顔が見える連携を進め、ネットワークを強化する。それぞれの関係機関が必要に応じ一歩踏み込んだ対応を行うようにし、次の機関につなげていくことで、当事者支援を確実にやっていく。</p> <p>○ 自殺者数の多い年齢層(高齢者(全体の 23%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を推進。町会、自治会での孤立予防対策を検討。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人材育成 | <p>リスクの高い人に接している窓口や関係機関・団体に参加を呼びかけ、研修を多く実施できたが、区民や関係者から、より参加しやすい夜間の開催希望がある。</p> | <p>○ リスクの高い人に接する可能性のある職種・団体に、「気づく」ための研修をさらに行っていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区民への啓発・周知 | <p>区が「生きる支援」として、自殺対策に取り組んでいることを区民や他自治体にアピールできた。チラシ、リーフレット、ポスター、DVD、広報誌、広報番組、CMなど多方面から啓発を行った。3月の強化月間に向けた啓発の準備</p> | <p>○ 一次予防の視点で、思春期世代への啓発を行う。</p> <p>○ 自殺者数の多い年齢層(30 歳代男女(全体の 19%))の自殺者の減少をねらいとした取組を重点的に実施</p> <p>→ 若年層健診での不眠チェックと</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------|--|---|--|
| | | <p>を行ったが、地震の影響もあり、十分にはできなかった。</p> | <p>その方法の評価、リーフレット（「眠れていますか」）の配布</p> |
| | <p>事業全体</p> | <p>「広報誌」→「相談会」→「個別支援」→「解決」という事例が散見されるようになった。「当事者支援、ネットワーク、人材育成、啓発」の4本柱で取り組んできた。</p> | <p>これらの事業を継続しながら、より一層の啓発とリスクの高い当事者を確実に支援できるよう連携の強化をしている。</p> |
| <p>宇都宮市</p> | <p>また、同区では、平成22年度の評価結果・課題のうち、「ネットワークの構築」において、「複数の課題を持っている当事者へ連携した支援が始まってはいるものの、最後まで支援ができたかどうか把握できない」としているが、そのような事態の解消を図り、連携の成功事例を積み上げていくため、区の各種相談窓口を訪れた相談者で、複数の窓口での対応が必要と判断した者について、連携部署の足跡及び最終の状況等の情報について、かかわった各部署にフィードバックして情報を共有する仕組みを整備することとしている。</p> <p>同区における自殺者数は、平成21年の180人から23年には145人(21年比80.6%)と減少している。</p> <p>自殺に至る背景には、ストレスの増加やうつ病などのこころの健康問題が存在すると言われていることから、こころの健康状態や自殺に関する意識の格差等を把握することにより、効果的な自殺予防・こころの健康づくり対策を進めるため、平成19年に「宇都宮市こころの健康づくり意識調査」を実施している。</p> <p>当該調査の結果、40歳代の男性において、心の健康に不安を感じている人の割合が高いことが判明し、また、自殺に関する各種調査研究の結果を見ても、中高年男性の自殺死亡率は他の年代と比較して高い上、うつ病が自殺の大きな要因とされていることから、平成20年度から、市内に居住する満50歳の男性を対象に、メンタルヘルスチェック票（以下「チェック票」という。）を使用した「うつスクリーニング事業」を実施している。</p> <p>「うつスクリーニング事業」とは、生活習慣、健康状態及び心の状態等に関する質問から構成されたチェック票を対象者に送付するものであり、チェック票に回答した者に対しては、回答内容に応じた心身の健康状態及び結果に応じたアドバイスが記載された個人結果表が送付される仕組みになっている。</p> <p>また、事業の開始年度である平成20年度については、個人結果票とともに市の各種相談窓口のパンフレットが送付されるのみであったが、21年度からは、これに加え、職場の悩み、健康問題、家庭問題、メンタルの悩みなど幅広い問題に24時間体制で対応する「なんでも相談サービス」の電話番号が掲載されたチラシを送付し、電話相談とともに、希望者については面接によるカウンセリングを受けることができるようにしている。</p> <p>さらに、22年度からは、個人結果票の送付時だけでなく、チェック票の送付時にも「なんでも相談サービス」のチラシを同封した上、対象者の家族からの電話相談も受けるようにするなど、相談の対象者を拡大している。</p> <p>平成20～22年度の事業実績は以下のとおりであり、各年度とも対象者は3,000人程度となっている。</p> | | |

表 「うつスクリーニング事業」の事業実績

| | | 平成 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 |
|----------|--------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|--|
| 実施対象 | | 市内に住民票を有し、当該年度中に満 50 歳を迎える男性 | | |
| 対象者数 | | 3,205 人 | 3,215 人 | 3,060 人 |
| 回答者数 | | 1,212 人(37.8%) | 1,208 人(37.6%) | 940 人(30.7%) |
| 相談 対応 | 電話 相談 | 未実施 (相談窓口一覧を送付) | 21 年 11 月 10 日 ～22 年 1 月 9 日 | ①22 年 9 月 10 日 ～9 月 30 日 ②22 年 11 月 15 日 ～12 月 31 日 |
| | | | 相談件数:12 件 | 相談件数:82 件 |
| | 21 年 12 月 10 日(木) 22 年 1 月 9 日(土) | | 22 年 12 月 18 日(土) 23 年 1 月 15 日(土) | |
| | 相談人数:7 名 | | 相談人数:7 名 | |

(注) 当省の調査結果による。

同市では、当該事業を実施することによる成果としては、i) 自殺死亡率の高い中高年男性に対し、自分自身の心の健康状態や、ストレスに対処する「気づき」のきっかけを与える、ii) 個人結果票と合わせて各種相談窓口の案内を送付することで、相談窓口を必要としている者に対して、その存在を直接周知することができる、iii) マスコミ等で報道されることで、自殺予防対策に対する区民の意識啓発ができることなどが挙げられるとしている。

同市における自殺者数は、平成 19 年の 118 人から 22 年には 105 人(19 年比 89.0%)と減少している。

札幌市

国の自殺総合対策大綱において、「自殺の実態解明を進め、その成果に基づき施策を展開する」とされたことを受け、平成 20 年に市民アンケート（自殺の意識調査（注））を実施するとともに、北海道警察本部から 19 年中の自殺統計に基づくデータの提供を受け、自殺の要因の分析を行い、21 年 5 月に「札幌市における自殺の概要」を取りまとめている。

(注) 市民アンケートの調査対象は 20 歳以上の男女 1 万人（無作為抽出。回収 4,470 人：うち男性 1,748 人、女性 2,709 人、性別不明 13 人。年代別では 20 歳代 10%、30 歳代 16%、40 歳代 18%、50 歳代 22%、60 歳代 20%、70 歳以上 13%。）。

同市では、同市の自殺の特徴について、表 1 のとおり、①20 代から 50 代の男性は多重債務や雇用問題などの経済・生活問題、②20 代から 50 代の女性は精神疾患を中心とした健康問題、③60 歳以上の人は性別を問わず身体疾患を中心とした健康問題が、自殺の原因・動機の原因となっていると分析している。

表 1 札幌市における自殺の特徴

| 年代 | 性別 | |
|--------------------|--|---|
| | 男 性 | 女 性 |
| 未成年者 ※20 代の学生含む | 主な職業：学生・生徒等 主な原因・動機：学校問題 | |
| 20～30 代 | 主な職業：無職（自己都合による） 主な原因・動機：経済・生活問題 （多重債務問題） | 主な職業：無職（主婦を含む） 主な原因・動機：健康問題 （うつ病を中心とした精神疾患） |
| 40～50 代 | 主な職業：無職 （事業所都合による） 主な原因・動機：経済・生活問題 （多重債務問題） | |
| 60 歳以上 | 主な職業：無職 主な原因・動機：健康問題（身体疾患） | |

(注) 札幌市の資料による。

また、同市では、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱等に基づき、平成22年3月に「札幌市自殺総合対策行動計画」を策定しており、同計画では、27項目の基本施策、その下に延べ93項目の具体的取組が掲げられているほか、前述の自殺の現状の分析結果に基づき、「経済問題を抱える中年男性に対する取組」、「健康問題（精神疾患）を抱える女性に対する取組」、「健康問題（身体疾患）を抱える高齢者に対する取組」を重点取組項目として掲げている。

これらの重点取組項目に関する取組状況をみると、表2のとおり、中高年、女性及び高齢者それぞれをターゲットとしたパンフレットを作成、配布しているほか、ターゲット別の人材養成研修の実施、経済問題に対する取組の一環として、自殺予防総合相談会（弁護士会、ハローワーク等によるワンストップ相談会）などを開催している。

表2 自殺の現状分析に基づく重点取組項目と取組状況等

| 重点取組項目 | 主な具体的取組（計画） | 22年度における主な取組状況 |
|-------------------------|--|--|
| 経済問題を抱える中年男性に対する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・中高年男性向けに自殺予防の普及啓発の実施 ・多重債務相談等を踏まえた自殺総合相談会等の実施 ・失業者に対する相談支援の実施 ・相談先一覧、相談窓口カードの配布 ・社会的要因に関する相談員への研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・中高年男性向けの自殺予防パンフレット作成 ・自殺予防総合相談会（弁護士会、司法書士会、ハローワーク等によるワンストップ相談会） ・自殺予防人材養成研修（「中高年男性の自殺を考える」：産業カウンセラー、産業保健師等対象） |
| 健康問題（精神疾患）を抱える女性に対する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康、アルコール、薬物依存に関する相談の実施 ・うつや心の健康問題に関する世代別のパンフレット等の作成配布 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施 ・女性のための各種相談の実施 ・相談先一覧、相談窓口カードの配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康相談（アルコール、薬物依存含む）の実施 ・女性のうつに関する自殺予防パンフレット作成 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施 ・女性のための総合相談窓口、法律相談、仕事の悩み相談 |
| 健康問題（身体疾患）を抱える高齢者に対する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定高齢者把握のための生活機能チェックリストの実施 ・心の健康、アルコール、薬物依存に関する相談の実施 ・地域福祉に従事するスタッフ、民生委員・児童委員等への研修の実施 ・相談先一覧、相談窓口カードの配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定高齢者（介護予防が必要な対象者）把握のための生活機能チェックリスト（暮らしの様子、心の状態等）の実施 ・心の健康相談（アルコール、薬物依存含む）の実施 ・自殺予防人材養成研修（「高齢者のうつ」：老人保健・介護関係者等対象）（「自殺対策・うつ病、相談対応」：民生委員等対象） ・高齢者のうつに関する自殺予防パンフレット作成 |

（注）当省の調査結果による。

同市における自殺者数は、平成21年の484人から23年には449人（21年比92.8%）と減少している。

（注）当省の調査結果による。

表 2-⑬ 内閣府における地方公共団体の取組事例に関する情報提供等の実施状況

内閣府では、自殺予防対策に係る地方公共団体、民間団体等における取組状況等について、以下のとおり、把握及び情報提供を行っている。

- ① 地方公共団体が基金を活用して実施した自殺予防対策に関する事業の計画、実績、実施内容等に関する情報を「地域自殺対策緊急強化基金事例集」として取りまとめ、平成 22 年 7 月に開催された全国自殺対策主管課長等会議において都道府県及び政令指定都市に配布し、ホームページに掲載している。
- ② 毎年作成している「自殺対策白書」において、地方公共団体や民間団体等における取組状況を紹介しているほか、平成 21 年 3 月、19 年版及び 20 年版の「自殺対策白書」に掲載した取組状況等を取りまとめた冊子「自殺対策の取組事例」を作成し、平成 21 年 3 月に都道府県及び政令指定都市に配布し、当該地方公共団体管内の市町村、保健所等への配布を依頼するとともに、ホームページに掲載している。なお、同冊子については、平成 21 年度以降は作成していない。
- ③ 平成 19 年度から毎年度、厚生労働省及び独立行政法人国立精神・神経医療研究センター自殺予防総合対策センターと共同で、「都道府県・政令指定市における自殺対策および自死遺族支援の取組状況に関する調査」を実施し、都道府県及び政令指定都市における自殺予防対策に係る推進体制、自殺対策連絡協議会の設置状況、自殺予防対策に係る取組の状況等の調査結果を取りまとめている。
当該調査結果については、会議等の場において都道府県及び政令指定都市に配布し、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター自殺予防総合対策センターのホームページにも掲載されている。

なお、内閣府では、すべての市区町村に対して情報提供を行うことやその状況を把握することについては、その数が多く困難であるとして、これらの地方公共団体における取組事例等について、都道府県から市区町村に提供されているか否かについては把握していない。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑭ 自殺予防対策の取組事例等の情報が、内閣府等のホームページに掲載されていることに関する市町の認識等の状況

| 認識等しているもの | 認識等していないもの | 計 |
|--------------|--------------|---------------|
| 3 市町 (33.3%) | 6 市町 (66.7%) | 9 市町 (100.0%) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、「地域自殺対策緊急強化基金事例集」、「自殺対策の取組事例」及び「都道府県・政令指定都市における自殺対策および自死遺族支援の取組状況に関する調査」が内閣府等のホームページに掲載されていることを認識している又はこれらの情報提供を受けた市町数を表す。

| 認識等していない主な例 |
|---|
| <p>○ 「都道府県・政令指定都市における自殺対策および自死遺族支援の取組状況に関する調査」の結果については、都道府県等からその情報が伝達されておらず、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター自殺予防総合対策センターのホームページに掲載されていることも認識していない。</p> <p>○ 「自殺対策の取組事例」について、都道府県等から情報提供を受けたことはなく、内閣府のホームページに掲載されていることも認識していない。</p> |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑮-i 内閣府から提供される取組事例等の情報が業務の参考となっているとする意見等

| 意見等の内容 |
|---|
| <p>○ 「地域自殺対策緊急強化基金事例集」については、色々な取り組みが掲載されており、事業の企画立案等に大変役立つものと考えている。基金については、実施期間は実質2年の状況であったため、急いで事業化した側面もあり十分には活用できなかったが、今後の対策を考える上で参考にしたい。</p> <p>○ 自殺対策をこれから始める地方公共団体にとって、「自殺対策の取組事例」などの他の地方公共団体の情報は大変有効と思われる。</p> <p>○ 「自殺対策の取組事例」及び「地域自殺対策緊急強化基金事例集」については業務の参考にしており、事例集に掲載された取組を行っている地方自治体に問い合わせをしたり、資料をもらったりすることもある。</p> <p>○ 「地域自殺対策緊急強化基金事例集」については、基金の活用について検討した際、当該事例集に事業の実施主体別に事業の概要が紹介されていたことから、分かりやすく、参考になった。</p> <p style="text-align: right;">(他同様の意見4件)</p> |

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑮-ii 情報提供の方法や内容等を工夫してほしいとする意見等

| 意見等の内容 |
|---|
| <p>○ 「自殺対策の取組事例」について、事例集として紹介があるのは良いが、エビデンスについては触れられていない。国が実施している研修等でもエビデンスの重要性についてはよく言われているので、エビデンスのあるものも紹介してほしい。</p> <p>○ 自殺対策については、平成19年度頃に始まってまだあまり年数を経っていないため、試行錯誤で行っているのが実情である。そのため、内閣府は、事例集を作成する場合に、年度ごとに当該年度に開始された取組のみを掲載するのではなく、当該年度以前に開始された取組でも効果的と思われるものも含めて掲載する（効果的な取組事例をストックしていく）ものとしてほしい。また、掲載に当たっては、カテゴリー（例えば、人材育成、研修資材作成等）ごとに分けて載せてほしい。</p> <p>○ 「自殺対策の取組事例」については、多岐にわたった取組や、地域の実情に応じた取組の有効性について全体的に把握することには役立ったが、事業の企画立案にはインターネットで検索できる情報提供の方が役立つ印象がある。キーワード検索等で求める情報にすぐたどり着けるよう、インターネットでの情報発信が有効と考える。</p> <p>○ 地域自殺対策緊急強化基金の事業内容について、きめ細かなアドバイスを適宜受けることができれば、もっと活用できるのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">(他同様の意見8件)</p> |

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - ⑮ - iii 情報提供そのものを求める意見等

| 意見等の内容 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 事例集について、県や市町村の取組など、幅広く情報を提供してもらいたい。○ 自殺予防対策事業の企画立案の参考としたいので、全国の市町村が実施している自殺予防対策の事業、効果が上がっている事業等の情報を提供してほしい。○ 全国の政令指定都市・中核市などの区分ごとの、自殺予防対策会議の状況や基金の活用方法などの各自治体の取組が分かる一覧表があれば参考にしたい。 <p style="text-align: right;">(他同様の意見 7 件)</p> |

(注) 当省の調査結果による。